

特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための特定個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(持出しの禁止)

第3 受託者は、特定個人情報を受託者の事業所内の管理区域又は取扱区域の外に持ち出してはならない。

(安全管理)

第4 受託者は、関係する法令、例規等の規定に従い、この契約による業務に係る特定個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報取扱担当者の選任及び監督・教育)

第5 受託者は、その従業者の中から特定個人情報取扱担当者(以下「担当者」という。)を選任するものとし、担当者以外に特定個人情報の取扱いをさせてはならない。

2 受託者は、担当者を監督するとともに、担当者に対して必要な教育及び訓練を行うものとする。

(収集の制限)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するために特定個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から貸与された特定個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するための特定個人情報を自ら取り扱うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。その者が更に再委託をする場合も同様とする。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。また、複写、複製、加工したのもも保持してはならない。ただし、委託者が別に指示したときはその方法によるものとする。

(実地調査等)

第11 委託者は、必要があると認める時は、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱う特定個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。また、必要事項の報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託者の責任)

第13 受託者は、その支配が可能な範囲内において、情報漏えい事案等に対する責任を負う。再委託等の場合も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 委託者は、受託者がこの特定個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 委託者は伊万里市をいう。